

プロトコル A-1

疑義照会時に医師に変更の同意が得られた薬剤の処方及び指示変更

1. 内容

疑義照会を行い、薬剤の用法・用量、投与日数及び指示や注射剤の溶解液等の軽微な修正について、医師の同意が得られた場合に限り、薬剤師は処方入力の変更を可とする。変更入力に際して、薬剤師は電子カルテの代行オーダーにより処方変更を行い、かつ変更理由について記載する。また、医師は処方変更を確認し、薬剤師の代行入力に対する承認を行う。

① 常用量を超える明らかな間違いについて処方錠数の変更

例 ロキソプロフェン錠 60mg 1回 3錠 頓用 発熱時
→ロキソプロフェン錠 60mg 1回 1錠 頓用 発熱時

② 用法の変更

例 ボグリボース OD 錠 0.2mg 1回1錠 1日3回 毎食前
→ボグリボース OD 錠 0.2mg 1回1錠 1日3回 毎食直前

③ 処方日数

1週間製剤等の薬剤が他の服用薬と同様の日数で処方されている場合

例 ボナロンゼリー35mg 1回1錠 1日1回 起床時服用 7日分
→ボナロンゼリー35mg 1回1錠 1日1回 起床時服用 1日分

④ 一包化、粉碎等の指示

⑤ 注射剤の溶解液の変更

例 ハンブ注射用 1000 2V → ハンブ注射用 1000 2V
生理食塩液 50 mL 5%ブドウ糖液 50 mL

2. 実施の流れ

薬剤師

医師への疑義照会を実施し、薬剤師による処方変更の実施について医師より同意あり



薬剤師

- ・電子カルテの代行オーダーによる処方変更の実施
- ・電子カルテに変更理由及び変更内容の記載

電子カルテへの記載例

例1「処方代行オーダープロトコルに基づき、●●医師の同意を得て、1週間分から1日への変更を代行オーダーした。」

例2「処方代行オーダープロトコルに基づき、●●医師の同意を得て、〇〇についての粉碎指示を代行オーダーした。」

例3「処方代行オーダープロトコルに基づき、●●医師の同意を得て、1回用量を3錠から1錠への変更を代行オーダーした。」



医師

- ・薬剤師による処方の変更理由及び変更内容の確認し、薬剤師の代行オーダーに対する承認の実施